

## 社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

### 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	鳥取県
3. 市区町村名	境港市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	94-2：介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

### 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		境港市個人番号の利用等に関する条例 別表第一 第2の項 社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第1条	境港市社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業実施要綱第1条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づくサービスの提供を行う社会福祉法人又は地方公共団体（本市を除く。）等（以下「社会福祉法人等」という。）が、その社会的役割に鑑み、低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者に対して行う利用者負担の軽減及び当該軽減に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		境港市社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業実施要綱

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項23号	境港市社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業実施要綱第1条
事務の内容	介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第三項の施設介護サービス費又は同条第五項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	利用者負担額の軽減の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項23号イ	境港市社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業実施要綱第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項23号ロ	境港市社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業実施要綱第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報

備考	
----	--

## 届出情報

独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	